

適正な地方財政計画の策定を求める意見書

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、本年5月25日、「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」を取りまとめ、地方自治体における基金財高総額が2015年度決算で21兆円の規模になっており、10年前と比較し7.9兆円増加していることなどを理由に、これを地方財政計画へ適切に反映するよう求めた。

また、内閣府に設置された経済財政諮問会議が取りまとめ、6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」では、地方公共団体の基金について、総務省が、各地方公共団体における状況を調査し、団体による積立金の現在高や増加幅の程度の差異を含め、その増加の背景・要因を把握・分析することとした。

地方自治体では、これまで、2004年度のいわゆる三位一体改革による地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減や、リーマンショックなどによる経済環境変動など、厳しい財政状況にありながら、行財政改革を進めるなかで、子育て支援策の充実と保育人材の確保や、地域の高齢化に応じた医療・介護体制の構築、地域交通の維持などへ財源を捻出してきた。さらに今後は、いわゆる地方版総合戦略の実行や、老朽化が進む公共施設等の適正な管理などにも取り組む必要があるほか、不慮の自然災害が起きた際の復旧・復興や、住民の福祉向上のための事業などによる歳出の増加などにも対応しなくてはならない。

地方財政法第4条の2では、地方公共団体に対し、健全な財政運営のために年度間調整を要請していることから、財源調達に限りがある地方自治体においては、将来の行政需要を見据え、不断の行財政改革の努力によって基金を積み上げているのであり、基金残高が増加していることのみをもってこれを地方財政計画に反映することは、地方を疲弊させるものであり、認められるものではない。

よって、政府においては、地方自治体の基金が積み立てられた背景を十分に考慮し、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、基金を地方財政計画に反映しないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員
及び維新の党中山真一議員